



小児用肺炎球菌ワクチンが変わります

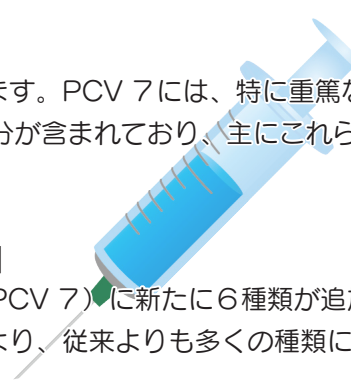
平成 25 年 11 月より、小児用肺炎球菌ワクチンは、プレベナー（沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチン：PCV 7）からプレベナー 13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン：PCV13）に切り替わります。

これまでプレベナーで予防接種を受けられた人は、残りの回数分はプレベナー 13 での予防接種となります。

【プレベナー（沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチン：PCV 7）】



肺炎球菌には 90 以上の種類があり、それぞれ特徴が異なります。PCV 7 には、特に重篤な肺炎球菌感染症を引き起こすことの多い 7 種類の肺炎球菌の成分が含まれており、主にこれらに対して予防効果を発揮します。



【プレベナー 13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン：PCV13）】

これまでのプレベナー（沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチン：PCV 7）に新たに 6 種類が追加され、計 13 種類の肺炎球菌の成分が含まれています。これにより、従来よりも多くの種類に対して予防効果が期待できると考えられています。

11 月 1 日から、小児用肺炎球菌ワクチン接種の時期が変わります

①標準的な接種スケジュールの場合 (初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある人)	(旧)	初回			追加接種 (1 回のみ)
		1 回目	2 回目	3 回目	
	標準月齢 接種間隔	生後 2～7 月に至るまで	1 回目から 27 日以上の間隔をおいて	2 回目から 27 日以上の間隔をおいて	生後 12～15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、 初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回行う。
	(新)	初回			追加接種 (1 回のみ)
1 回目	2 回目	3 回目			
標準月齢 接種間隔	生後 2～7 月に至るまで	1 回目から 27 日以上の間隔をおいて	2 回目から 27 日以上の間隔をおいて	生後 12～15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、 初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行う。	
※ 2 回目及び 3 回目の接種は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。					

②初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまで	(旧)	初回			追加接種 (1 回のみ)
		1 回目	2 回目	3 回目	
	標準月齢 接種間隔	生後 7 月に至った日の翌日～生後 12 月に至るまで	1 回目から 27 日以上の間隔をおいて	×	生後 12 月以降に、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回行う。
	※ 初回 2 回目の接種は、 12 月に至るまで に行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。				
(新)	初回			追加接種 (1 回のみ)	
1 回目	2 回目	3 回目			
標準月齢 接種間隔	生後 7 月に至った日の翌日～生後 12 月に至るまで	1 回目から 27 日以上の間隔をおいて	×	生後 12 月以降に、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回行う。	
※ 初回 2 回目の接種は、 13 月に至るまで に行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。					